

2020年（令和2年）1月9日

藤沢市教育委員会
教育長 平岩 多恵子 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2019年（令和元年）11月25日付けで諮問（第998号）された学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

藤沢市の中学校給食は、市の栄養士が作成した献立に従って民間施設で業者が調理し、弁当箱に詰めて学校に配送するデリバリー方式と弁当持参の選択制で実施している。

デリバリー方式の給食は、平成26年度から2校で試行を開始し、平成28年度に本格実施となり、その後、実施校を拡大し、2019年（令和元年）10月に市内全校実施となった。

給食の実施に当たり、給食費については、学校で徴収管理をする負担がなく、また滞納が発生しないよう、前払い制を採用し、給食費を管理する給食予約システムを導入している。この給食予約システムの

導入については、学校給食課が藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、2014年（平成26年）5月8日付けで答申（第656号）を受けている。

この中学校給食の就学援助認定者への給食費支給について、学校給食課に就学援助対象者リストを載せて喫食情報の報告依頼を行い、学校給食課が給食予約システムを利用して就学援助認定者の給食費支給に係る給食利用金額等の喫食情報を作成し、その報告を受けて対象者に支給しているが、学校給食課が行う給食利用金額等の喫食情報作成に係る対象者のデータ作成について、学務保健課からの就学援助対象者リストと給食予約システム内の対象者の突合作業が困難なケースがあることから、事務作業の効率化を図り、事務処理ミスを防ぐことを目的として、学務保健課が生徒情報を管理するために保有している学齢簿システム内の学齢簿番号を給食予約システムに追加することを予定している。

以上のことから、学齢簿番号を給食予約システムに追加するに当たり、学齢簿システム内の学齢簿情報を学校給食課に利用させることが必要かつ合理的であることから、個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させることについて

ア 個人情報を目的外に利用させる課

学校給食課

イ 目的外に利用させる個人情報の項目

- (ア) 学齢簿番号
- (イ) 生徒氏名（戸籍氏名）
- (ウ) 学校名
- (エ) 学年

ウ 個人情報を目的外に利用させる必要性について

就学援助対象者は、給食費を一度負担し、その後、喫食した分の給食費の支給を受けているため、年3回、学校給食課に喫食情報の報告依頼を行い、学校給食課から報告を受けている。この報告に基づき、就学援助認定者に対し、その他の費目を支給するタイミングに合わせて、4月から7月までの喫食分を9月に、9月から12月までの喫食分を1月に、1月から3月までの喫食分を4月に支給している。

現在、この喫食情報の報告業務について、戸籍上の氏名を就学援助対象者リストに載せて学校給食課に報告依頼をしているが、給食予約システムでは、学校で使用している氏名の登録をしているため、戸籍上の氏名と給食予約システムに登録されている氏名が異なる場合など、対象者の突合作業が困難なケースがある。そのため、学務保健課が全生徒に付番し、生徒情報を管理するために使用している

学齢簿番号を新たに給食予約システムに追加することを予定している。

給食予約システムにおいて、全生徒の情報を学齢簿番号で管理することによって、学齢簿番号付きの全件の喫食データを給食予約システムで出力することが可能になる。学校給食課がそのデータと学務保健課からの学齢簿番号付き就学援助対象者リストを突合することで、就学援助認定者約1,700人の正確な喫食情報データの作成が容易になり、事務作業の効率化を図り、事務処理ミスを防ぐことができる。

本業務で必要とする個人情報、学務保健課が生徒情報を管理するために保有しているものであり、学校給食課が対象者である市内公立中学生約1万500人の保護者から個別に収集した場合、莫大な時間及び労力を要する。

以上のことから、迅速かつ合理的に本業務を進めるためには、ほかに方法がないことから、既に市内の生徒の情報について把握し、体系的に管理している学務保健課が当該個人情報を目的外に利用させる必要がある。

なお、学齢簿番号等を利用させることについては、基本的に年1回の新入生が入るタイミングで行い、それ以外には転入生が入ってくるタイミングで随時行う。

エ 個人情報の受渡し方法及び安全対策について

庁内ネットワーク内の端末である学齢簿システムから学務保健課職員が抽出を行い、学務保健課職員から学校給食課職員にCSV形式のデータの受渡しを行う。受渡しに使用する電磁媒体は、USBを使用し、受渡しの際には、双方の職員同士が直接受渡しを行い、媒体については、ファイルにパスワードを付与し、紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して運搬する。

(3) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

今回目的外に利用させる個人情報は、約1万500件になることから、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、事前の個別通知は省略する。

なお、代替え措置として、学校給食課が年度内に生徒全員に配布予定の書類に、学齢簿システムから学齢簿番号、生徒氏名（戸籍氏名）、学校名、学年を収集し、中学校給食予約システムに利用することについて、掲載することで対象者（保護者）に対して周知を行う。

(4) 実施時期

2020年（令和2年）1月から

(5) 参考資料

ア 平成31年度就学援助制度のお知らせ

イ 学校給食費について（「平成31年度就学援助制度のお知らせ」別紙）

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり
の判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

就学援助対象者は、給食費を一度負担し、その後、喫食した分の給食費の支給を受けているため、年3回、学校給食課に喫食情報の報告依頼を行い、学校給食課から報告を受けている。現在、戸籍上の氏名を就学援助対象者リストに載せて学校給食課に報告依頼をしているが、給食予約システムでは、学校で使用している氏名の登録をしているため、戸籍上の氏名と給食予約システムに登録されている氏名が異なる場合など、対象者の突合作業が困難なケースがある。給食予約システムにおいて、全生徒の情報を学齢簿番号で管理することによって、学齢簿番号付きの全件の喫食データを給食予約システムで出力することが可能になる。学校給食課がそのデータと学務保健課からの学齢簿番号付き就学援助対象者リストを突合することで、就学援助認定者約1,700人の正確な喫食情報データの作成が容易になり、事務作業の効率化を図り、事務処理ミスを防ぐことができる。また、本業務で必要とする個人情報は、学務保健課が生徒情報を管理するために保有しているものであり、学校給食課が対象者である市内公立中学生約1万500人の保護者から個別に収集した場合、莫大な時間及び労力を要する。迅速かつ合理的に本業務を進めるためには、ほかに方法がないことから、既に市内の生徒の情報について把握し、体系的に管理している学務保健課が当該個人情報を目的外に利用させる必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略する合理的理由について

実施機関では、今回目的外に利用させる個人情報は、約1万500件になることから、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、事前に個別通知することは困難である、としている。

なお、代替え措置として、学校給食課が年度内に生徒全員に配布予定の書類に、学齢簿システムから学齢簿番号、生徒氏名(戸籍氏名)、学校名、学年を収集し、中学校給食予約システムに利用することについて、掲載することで対象者(保護者)に対して周知を行う、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上